

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	雨水貯留浸透施設に係る割増償却制度の延長		
税 目	法人税（租税特別措置法第 47 条の 2 第 1 項、同第 3 項第 5 号） 所得税（租税特別措置法第 14 条の 2 第 1 項、同第 2 項第 5 号）		
要 望 の 内 容	<p>河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透施設に係る法人税・所得税の割増償却制度（5 年間 1 割増償却）について、適用期限（平成 23 年 3 月 31 日）を 2 年間延長する。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 (2) 施策の必要性</p> <p>本政策の政策目的は雨水貯留浸透施設の整備促進である。</p> <p>近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度（降雨規模 100mm/h 以上も多い）に雨が降ることが特徴で、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きくなる。</p> <p>また、発生場所等の予測が困難で、被害軽減のための事前の対応がとりにくい。これまでにも、予期せぬゲリラ豪雨により、地下空間の利用者や水路工事従事者に犠牲者が出ているところである。</p> <p>河川の整備は、河川整備計画に基づき計画的に実施中だが、完成までには多額の費用と長期間を要する。特に都市部の中小河川では、市街化の進展により用地買収等を含めて河川整備が進捗せず、低い整備水準（生起確率 1/5 以下）にとどまっている。都市部にひとたびゲリラ豪雨が降れば、中小河川の流下能力や下水道の排水能力を超える雨水が流入し、氾濫等（外水や内水）による被害が発生する可能性が高い状況にある。下水道の整備目標も、概ね時間雨量 50mm 対応であることから、追加的な河川、下水道の整備のみで時間雨量 100mm に達するゲリラ豪雨に対応することは、現実的には非常に困難である。</p> <p>このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させていくためには、広く流域全体にわたって面的に雨水貯留施設等の整備を進めるなど、分散型の流出抑制対策を進める必要がある。</p> <p>国や地方公共団体では、河川、下水道の整備とあわせて学校の校庭等も活用して雨水貯留等の対策を進めているが、利用できる敷地は限られることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が不可欠である。民間が設置する雨水貯留浸透施設は、広く流域内に分散して存在しており、公共による対策とあわせて実施することで、流域内の浸水被害の解消という政策目標の早期達成に寄与することができる。雨水貯留浸透施設の設置について、税によるインセンティブを民間に付与することにより、その整備促進を図り、流域からの雨水の流出量を緩和・削減し、流域における浸水被害の防止を図るものである。</p>		

<p>今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項</p>	<p>合 理 性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定） 第 5 章 事業分野別の取組 〈治水事業〉 1. 治水事業を巡る課題と今後の方向性 （1）安全で安心できる国土の保全 「…ハード・ソフト一体となった対策、地域特性を踏まえた都市計画や道路、住宅等と連携した水害・土砂災害に強いまちづくりの構築及び農地の多面的機能の活用など流域における対策を含む多様な治水手法を重層的に実施する」 2. 重点的、効果的かつ効率的な実施に向けた取組 （1）ハード・ソフト一体となった防災・減災対策の推進 「水害・土砂災害から人命と財産を守るために、…、ハード整備が未対策のところやハード整備で対応が困難なところについても、少なくとも人的被害を回避・軽減するため、ハザードマップ、土砂災害警戒情報等の情報提供や河川の水位、浸水状況等のリアルタイム情報の提供等のソフト対策を充実させることにより、可能な限り早期の安全確保に努める。」 〈下水道事業〉 3. 今後取り組む具体的な施策 （1）安全で安心な暮らしの実現 ①浸水被害の軽減 「…貯留浸透施設を含めたハード整備やソフト対策、さらには自助を組み合わせた総合的な対策を推進する。」  【※参考】 ○民主党政案集 INDEX2009（平成 21 年 7 月 23 日発行） p2 災害対策 「…ゲリラ豪雨や都市における河川氾濫など、新しいタイプの災害への対策を強化します。」  ○平成 21 年 7 月 12 日東京都議会議員選挙民主党マニフェスト 「Tokyo Manifesto 2009」 p13 下段 「ゲリラ豪雨対策を大胆に進めます。」 「…雨水浸透ますの設置を促進します。」</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>○国土交通省政策評価基本計画（平成 22 年 7 月） 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する。 業績指標 74 中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数 長期的には 0 戸を目指す、当面の目標として 平成 19 年度約 525 万戸→平成 24 年度約 235 万戸</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成 25 年 3 月 31 日までの 2 年間</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標に同じ。</p>
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>上記の業績指標 74 中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数 平成 21 年度実績値 約 420 万戸</p>		

有効性	要望の措置の適用見込み	○適用見込み（カッコ内は減収額、単位百万円） H22年度：411件（75）、H23年度：435件（79）、 H24年度：458件（83）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>上記政策目標の達成状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されているものであり、本件税制の効果は、それら達成状況の一部に包含されて発現している。</p> <p>都市部でのゲリラ豪雨頻発による浸水被害を着実に軽減していくためには、流域全体にわたる面的な対策、既成市街地における対策、官民連携した対策をさらに促進していくことが必要であり、このためには、税制措置は非常に有効な手段であると考えられる。</p> <p>例えば新川（愛知県）では、総合治水対策の計画目標達成までに要する期間が、税制措置がない場合に比べて約9年短縮される見込みであり、民間における雨水貯留浸透施設の整備が促進されている。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	特定都市河川流域に設置される雨水貯留浸透施設（特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事により設置されるものに限る。）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>流域貯留浸透事業（地方公共団体等が流域内において貯留・浸透機能を持つ施設の整備等を実施するための補助事業〔H21〕・社会資本整備総合交付金事業〔H22〕）</p> <p>平成22年度 664百万円（国費） 平成21年度 538百万円（国費）</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算上の措置等は、地方公共団体等が治水安全度を確保するために計画的に河川整備を行うためのものであり、流域対策のうち、主に公共が分担すべき分野の部分である。流域対策は、公共による対策と併せ、当該税制により、民間における施設においても分担し、総合的に促進を図る必要がある。
	要望の措置の妥当性	<p>いわゆるゲリラ豪雨は、発生場所の予測が困難であり、かつ、短時間で、現在の整備されている中小河川及び下水道の流下能力を大きく上回る大量の降雨をもたらす。そのため、河川、下水道等の従来型のハード施設整備のみで対応することは困難であり、その被害軽減を図るためには広く流域全体にわたって面的に雨水貯留浸透施設の整備を進めるなど分散型の流出抑制対策を進める必要がある。</p> <p>民間が設置する雨水貯留浸透施設は、広く流域内に分散して存在し、流域からの雨水の流出量を緩和・削減して流域内の治水安全度を向上させる効果があり、流域内の浸水被害の解消という政策目標を早期達成するために必要不可欠である。</p> <p>また、民間が設置する雨水貯留浸透施設は、浸水被害軽減という公益的性格を有するものである。仮に公共（国・地方公共団体）が雨水貯留浸透施設を設置する場合、都市部では土地利用が高度化しており、用地費等を始め事業費がかさみ、整備にも時間を要することになる。</p> <p>一方、民間が商業施設やマンション等を設置する際に、税制上の措置により自主的に雨水貯留浸透施設の導入を促進する場合は、公共が直接整備する場合に比べ、大幅に公費負担が少ないにもかかわらず、浸水対策を効果的に発現させることが可能となる。したがって、税によるインセンティブを付与すること、民間の雨水貯留浸透施設の整備促進を図ることは妥当な措置である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○適用実績（カッコ内は減収額、単位百万円） H10 年度：3 件（0.4）、H11 年度：23 件（3）、H12 年度：142 件（19）、H13 年度：257 件（35）、H14 年度：211 件（28）、H15 年度：562 件（76）、H16 年度：285 件（38）、H17 年度：367 件（49）、H18 年度：287 件（62）、H19 年度：427 件（73）、H20 年度：275 件（46）、H21 年度：417 件（83）
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	平成 10 年度から 21 年度までに民間により整備された雨水貯留施設は 3,100 基あまりであり、それらによる総貯留量は約 210 万 m <sup>3</sup> （霞が関ビル約 4 杯分相当）となっている。
	前回要望時の達成目標	政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する。 業績指標 68 床上浸水を緊急に解消すべき戸数 平成 19 年度末：14.8 万戸（暫定値） →平成 24 年度末：7.3 万戸（暫定値）（目安値）
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	河川の整備及び下水道の整備や、地方公共団体による雨水貯留浸透施設の整備は着実に進んでいるものの、気候変動等の影響により都市部における集中豪雨などによる浸水被害は依然増加している。そのため、都市部における浸水被害の抑制に有効な流出抑制施設の設置を推進する仕組みを維持する必要がある。
これまでの要望経緯	平成 10 年度 税制創設 貯留施設 規模要件 貯水容量 100m <sup>3</sup> 以上 平成 11 年度 2 年延長 平成 13 年度 2 年延長、規模要件 貯水容量 100m <sup>3</sup> 以上→200m <sup>3</sup> 以上 平成 14 年度 償却率 1.2 割増→1 割増 平成 15 年度 2 年延長 平成 16 年度 特定都市河川流域における貯留施設について、規模要件 貯水容量 200m <sup>3</sup> 以上→100m <sup>3</sup> 以上 平成 17 年度 2 年延長 貯留施設 規模要件 貯水容量 200m <sup>3</sup> →300m <sup>3</sup> 以上 浸透施設 浸透性舗装規模要件 3,000 m <sup>2</sup> 以上を追加 平成 19 年度 2 年延長 平成 21 年度 2 年延長	